



西田成希税理士事務所

事務所だより 6月号

向暑の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

緊急事態宣言は6/20まで延長されました。ワクチン接種が進んでいるイギリスやアメリカはコロナ前の生活が戻り始めたようです(?^_^;)。ワクチンは、副作用など未知の部分もありますので、接種するかどうか、悩ましいところですが、新型コロナウイルス克服のポイントになりそうです。しかし、新型コロナウイルス、当初は感染した場合の人間の生死に対して怖いと感じていましたが、今のような状況になると、経済の生死にかかわるんですね。経済が死ぬと間接的に人間が殺される。もう、こんな状態が1年半続いています。これはこれで、本当に怖いと思いました。早く終息して欲しいです。

最近、仕事で鉛筆を使っています。子供が2人とも大学生になり、いろいろ整理していたら鉛筆がたくさん出てきました。小学校の頃は学校で鉛筆を使うよう指示があったり、少しだけ習っていた習字でも鉛筆を使うように言われたり…。ところが子供たちは格好つけて『シャープペンシル』とか最新の筆記具を買うんですね(私よりよっぽどいいもの持っています(>_<))。その結果、たくさん未使用鉛筆が残ることになりました。



これ、一部です。4Bもあります。これは習字のために買ったのでしょうか。



仕事に行く途中で見つけました。11人乗り、全長8mくらいあるそうです。曲がる時どうするんでしょうね。



その鉛筆ですが、使ってみると書き心地がとてもいいです。私もずっとシャープペンシルやボールペンを使っていましたが、鉛筆は書き心地が柔らかくて優しく感じます。4月、5月ととても忙しくて、肩と首がとても凝って、一時期アゴまで痛くなってご飯を食べるのも苦労するくらいだ

ったのですが(T_T)、鉛筆はシャープペンシルに比べると負担が少ないように感じます。削るのは面倒ですが(^_^;)。小さい時に鉛筆を使う、というのは身体に与える負担を考えてのことかもしれませんね。

では、事務所だより6月号をお送りします。早くも梅雨入りして梅雨明けは例年通りという予報です。新型コロナウイルスで外出もできないので「ちょうどいいや」って考えることにします。

☆ お知らせ (2021年6月の税務)

| 期 限 | 項 目 |
|-------|--|
| 6月10日 | 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～当年5月分)の納付 |
| 6月15日 | 所得税の予定納税額の通知 |
| 6月30日 | 4月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞ |
| | 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞ |
| | 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞ |
| | 10月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分) |
| | 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞ |
| | 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞ |
| | 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) (6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日) |

☆ 副業が事業所得となる日は来るか？

コロナ禍で会社員の副業が身近なものとなっています。国は成長戦略の中で既に新しい働き方として兼業・副業推進の環境整備に取り組んでいます。しかしながら、副業に対する所得税の扱いは旧来のままです。

◆ 給与所得と事業所得の違い

副業に対する所得税の扱いで最初に問題になったのは、給与所得に該当するのか事業所得に

該当するののかという論点でした。

最高裁昭和 56 年判決は、給与所得とは、会社との雇用契約のもと、使用者の指揮命令を受ける従属関係において提供される労務の対価であり、事業所得は、「自己の計算と危険」のもと、独立して営まれ、営利性、有償性、反復継続して遂行する意思と社会的地位が客観的に認められる業務から生ずる所得であると判示しました。

◆ 副業は事業所得か？雑所得か？

副業が雇用関係になく従属関係もない場合、給与所得でないことは明らかです。とすれば副業は事業所得になると理解してよいのでしょうか。この点、課税庁は、副業を「一般的に雑所得である」としており、給与収入に対する副業収入の規模や、設備の状況、営業日数（会社勤務の時間以外にどれくらい割り当てるか）などを勘案して雑所得と判定しているようです。平成 30 年頃までは、上記の要素を勘案して副業の損失金額を事業所得の損失と認めず、他の所得との損益通算を認めなかった判例が多くあります。

◆ 副業が事業所得となる日は来るか？

これからは、会社員は勤務のかたわら、副業を普通に行えるようになり、自己の能力を高め、人脈を広げ、経験を積み重ねていくことでしょう。自身の労働時間を管理し、秘密保持と競争回避義務を守り、「自己の計算と危険」のもと働くことになります。

しかし、雑所得には、青色申告制度が適用されず、他の所得と損益通算も青色申告特別控除などの特典もありません。青色申告制度の趣旨は、自主的な納税申告のため、適正な帳簿の作成を勧奨するものです。

副業を営む会社員は、適正な帳簿を作成することで管理意識が高まり、自律した仕事の仕方に転化していくことでしょう。経営者にとっても社員のスキルが高まり、社外から新たに優秀な人材を確保する機会になるのではないのでしょうか。副業が普通に事業所得と同様に位置付けられることはないのか。さて、そのとき税の対応は？

☆ アメリカ財務長官「減税競争は終わりに」

米バイデン政権のイエレン財務長官が、就任後初めての主要演説で、世界的に法人税の最低税率を設定する考えを明らかにしました。新型コロナウイルス対策に伴う大規模な財政出動で赤字が拡大していることを受け、米国など複数の国が法人減税を検討していることを受けたものです。イエレン氏は「各国政府が安定した税制度を確保するのが肝心だ」と力を込めています。

現在は法人税率を各国がそれぞれ自由に定めることができるため、他国より法人税率を 0% に近づけることで企業を誘致する「減税競争」が過熱してきた経緯があります。シカゴ国際問題評議会で演説したイエレン氏は、世界的な法人税の最低税率の設定に向けて取り組んでいることを明かし、「各国政府が十分な歳入を得た上で必要不可欠な公共財への投資や危機対応を行える」と意義を強調しました。

同時に、そうした減税競争を利用して利益に見合う税負担を免れてきた多国籍企業に対して、より課税を公平に行っていく方針を示しました。トランプ前政権は、多国籍 IT 企業の多くが米国に本社を置いていることを理由に課税強化に積極的ではありませんでしたが、バイデン政権がそうした姿勢を転換させれば、デジタル課税の議論が一気に進む可能性もあります。

イエレン氏が提唱した最低税率の設定は、コロナ禍での法人増税を検討する米国から企業が逃げ出すことを防ぐための、いわば自国の利益を守るための一手ではあります。とはいえ英国も法人増税をすでに決定するなど、各国でコロナ禍に伴う財政出動で国家収支が悪化するなか、法人増税の動きは今後も広がっていきそうな状況です。法人税の減税競争によって税収を失ってきた各国からは、米国の提案に同調する声が出ています。麻生太郎財務相は閣議後の会見でイエレン氏の発言について、「法人税の引き下げ競争を止める意味でもいい流れだ」と評価しています。

☆ ユーチューバーに税務情報提出を義務化

米グーグル社の日本法人はこのほど、動画配信サイト「Youtube（ユーチューブ）」の動画投稿者に対して税務情報の提出を義務付けることを通知しました。米国で動画投稿者への課税が強化されることを受けた措置で、5月31日までに提出しないと最大で収益の約4分の1を源泉徴収するとしています。

ユーチューブのコミュニティページによれば、今年6月以降、米国以外に在住する投稿者が米国内で得た収益に対して税金がかかる可能性があるそうです。動画投稿者が得られる再生数に応じた広告収入、配信中に視聴者から得られる「投げ銭」、に当たる「スーパーチャット」、有料メンバーシップの会費などを米国在住の視聴者から得ていると、米国での所得税の対象となることが理由です。対象となる投稿者は、マイナンバーをグーグル社に提出する必要があるとしています。

実際には、日本の投稿者が米国の視聴者から利益を上げていても、米国の税金はかかりません。両国は、二重課税を防止するための租税条約を締結していることがその理由です。

しかし期限までに税務情報を提出していないと、条約による優遇措置が適用できず、最大で収益の24%が源泉徴収されてしまう可能性があります。

小学生のなりた職業で「YouTuber（ユーチューバー）」が上位にランクインするなど、人気の動画投稿者はいまや多額の所得を得る存在です。最近では、2Dのイラストや3DCGなどの外見を用いて配信する「バーチャルユーチューバー」も人気を博しています。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488